

「水循環基本計画（原案）」に関する意見募集の結果について

平成 27 年 7 月 10 日
内閣官房水循環政策本部事務局

水循環基本計画（原案）について、平成 27 年 4 月 15 日（水）から平成 27 年 4 月 28 日（火）までご意見を募集したところ、86 者の方からご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する考え方について、別紙のとおり、まとめましたので公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、内容によりご意見を集約整理させていただいております。貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1. 意見募集の概要

（1）意見募集期間

平成 27 年 4 月 15 日（水）から平成 27 年 4 月 28 日（火）まで

（2）意見の募集方法と意見の提出方法

ホームページ上（内閣官房 HP、電子政府の総合窓口（e-GOV））で募集し、郵送、FAX、電子メール等により意見を提出。

2. 意見提出者数等

意見提出者数：86 者（同一人物と思われる方からの複数の意見提出を含む）

整理した意見数：167 件

3. 意見の概要とそれに対する考え方

別紙「水循環基本計画（原案）」に関する意見に対する考え方」

水循環基本計画(原案)に関する意見に対する考え方

番号	意見概要	事務局の考え方
1	現在の水に関する法制度や諸計画について、新設・変更・廃止・運用の弾力化について記載すべきとの意見。	・本計画に掲げる施策を推進する過程で、制度の見直し等が必要となった場合は、速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる」ものとしていきます(計画本文 P54)。
2	水に関するその他の法令や基本計画等との整合性や関係を示すべきとの意見。	・「関係法令等を踏まえ、治水や利水との整合を図りながら、流域の特性に応じた水量、水質、水生生物などの水環境が保全され、それらの持続可能な利用が図られる社会の構築を目指す」ものとしていきます(計画本文 P16)。 ・また、第2部の2以降の様々な取組を通じ、流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動する流域マネジメントにおいて、「流域の特性や既存の他の計画等を十分に踏まえつつ、流域水循環計画を策定する」ものとしていきます(計画本文 P21)。
3	水循環施策を実施する上での財政措置(補助金、税制、基金等)について創設・明示すべきとの意見。	・本計画に掲げる施策を推進する過程で、制度の見直し等が必要となった場合は、速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる」ものとしていきます(計画本文 P54)。
4	縦割りの水行政組織を、統合、再編成し、国全体として水を管理する新たな行政組織とすることを記載すべきとの意見。	・水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に「水循環政策本部」が設置されました。今後、本部を中心に水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進してまいります。
5	水循環政策本部事務局へのマンパワーの集積など組織強化をその根拠を示しつつ図るべきとの意見。	・本計画に掲げる施策を推進する過程で、制度の見直し等が必要となった場合は、速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる」ものとしていきます(計画本文 P54)。
6	地域内で個別施策を統合した総合的計画の策定や管理の推進を強調すべきとの意見。	・地域の実情に応じて、流域水循環協議会を設置し、流域水循環計画を策定するなどの流域マネジメントの取組を推進することとしており、水循環に関する各種施策について当該計画で示される基本的な方針の下に有機的な連携が図られるよう、関係者は相互に協力し、実施するものとしていきます(計画本文 P21～22)。
7	地方自治体への国からの支援について具体的に追記すべきとの意見。	・「国は、流域水循環計画の策定推進のため、流域ごとの目標を設定するための考え方等を示した手引きや、優良事例等を掲載する事例集の作成、情報基盤の整備などの必要な支援を行う」ものとしていきます(計画本文 P22)。 ・また、「本計画に掲げる施策を推進する過程で、制度の見直し等が必要となった場合は、速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる」ものとしていきます(計画本文 P54)。
8	ロードマップの下に施策を推進していく旨を記載すべきとの意見。	・「流域水循環計画には、①現在及び将来の課題、②理念や将来目指す姿、③健全な水循環の維持又は回復に関する目標、④目標を達成するために実施する施策、⑤健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標、等を地域の実情に応じて段階的に設定する」(計画本文 P21)ものとしており、水循環に係る施策については、流域水循環計画において具体化され、計画的に実施されていくと考えています。 ・また、「国は、流域水循環計画の策定推進のため、流域ごとの目標を設定するための考え方等を示した手引きや、優良事例等を掲載する事例集の作成、情報基盤の整備などの必要な支援を行う」(計画本文 P22)とともに、「水循環に関して講じた施策に関する報告について、毎年国会に提出し、適切な方法により公表する」ものとしていきます(計画本文 P55)。
9	策定後5年間は少なくとも1～2年の短い期間での見直し機会を設けるべきとの意見。	・水循環基本法第13条第5項において、「政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする」とされており、本計画においても、「おおむね5年ごとに見直しを行い、必要な変更を加えるものとする」としていきます(計画本文 P5)。

水循環基本計画(原案)に関する意見に対する考え方

番号	意見概要	事務局の考え方
10	水循環の施策の評価と政策の評価との関係、及び政策の評価の基本的考え方、実施等について記述すべきとの意見。	・水循環基本法第13条第5項において、「政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする」とされています。
11	水質と生態系を両立する水域全体の効果的な評価・管理手法の開発の促進を記載すべきとの意見。	・水循環の健全性の評価方法等に関する調査研究の推進について「最新の科学技術や過去の研究事例を踏まえながら、関係する研究機関や学会等とも連携しつつ、水循環の健全性の評価方法等に関する調査研究を推進する」と記載しています(計画本文 P46)。 ・また、「水量・水質・水生生物・生態系に関連する、水環境政策に資する調査研究や技術開発を推進する」と記載しています(計画本文 P47)。
12	パブリックコメントに対する意見(意見提出期間が短いのではないかと。意見は適切に反映していただきたい。)	・パブリックコメントに対するご指摘については真摯に受け止め、さらなる情報提供と国民の意見の反映に努めてまいります。
13	国民の意見が施策に適切に反映されるよう改善策が必要との意見。	・国民の意見が施策に適切に反映されるよう、例えば、流域水循環計画の策定プロセスにおいて、「住民代表の流域水循環協議会への参画、アンケートの実施、シンポジウムの開催その他の地域住民等の参画に必要な措置を地域の実情に応じて講ずる」ものとしています(計画本文 P22)。
14	今日までの行政が、健全な水循環とは異なる国土の出現を招いたことを記載すべきとの意見。	・水循環の課題について、総論で記載しています。
15	明治以降に洪水被害の低減を目的とする治水対策や、コレラやチフスなどの水系伝染病予防を目的とする下水対策が本格的に開始されたことを記載すべきとの意見。	・「また、水道、下水道整備等により、コレラやチフスなどの水系伝染病による被害が軽減された」と追記しました(計画本文 P2)。
16	なぜ今、健全な水循環の維持・回復をしなければいけないのか、危機感が湧くような具体的な将来像を記載すべきとの意見。	・ご意見の趣旨については、総論で記載しています。
17	総論において、水が「国民の共有の財産であり、公共性の高いもの」について記載すべきとの意見。	・総論で、「水が人類共通の財産であることを再認識し」と記載しています(計画本文 P4)。 ・また、それを受けて、第1部で水が「国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」であることを記載しています(計画本文 P13)。
18	「地下水が公水である」との認識を明記したうえで、以降の具体的施策を記述すべきとの意見。	・水循環基本法において「水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものである」とされており、本計画においても「水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」として、地域における合意形成を図りつつ持続可能な地下水の保全と利用を推進する」ものとしています(計画本文 P13)。
19	売る水ではなくて飲み水を優先しようという考え方をもって地下水保全を考えるべきとの意見。	・ご意見として承ります。
20	総論にて、水の恵みだけでなく、水の脅威についても記載すべきとの意見。	・「このような条件下で、人々は地域の特性に応じ様々な工夫を凝らして、災害による被害を軽減しつつ水を利用する努力を続けてきた」と修正しました(計画本文 P1)。

水循環基本計画(原案)に関する意見に対する考え方

番号	意見概要	事務局の考え方
21	水資源の偏在に順応した人間活動及び地域計画を志向することを記載すべきとの意見。	・水循環基本法第2条第2項において、健全な水循環とは、「人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう」とされており、本計画はその理念の下に策定しています。
22	健全な水環境とは、人間を含めた地球上の生物の生態の長期的な安定と調和した水循環であることを記載すべきとの意見。	・水循環基本法第2条第2項において、健全な水循環とは、「人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう」とされており、本計画もその旨を記載しています(計画本文 P4)。
23	林業、農業、漁業などはその人達の営みとともに水循環を支える重要な産業であるとの意見。	・「水源涵養機能などの森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、これらの森林を有する山村に安定的な雇用を創出しつつ、山村に人が定住し、林業生産活動等を通じて森林を整備・保全する必要がある」(計画本文 P23)、「農地は、農業生産活動が持続的に行われることにより、河川からの導水や雨水等を貯留・涵養する機能を発揮している」と記載しています(計画本文 P24)。
24	水循環の施策について、一部の開発業者が潤うような業界よりの利益誘導型の政策は避けるべきとの意見。	・水循環基本法第3条第2項において、「全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない」とされており、本計画はその理念の下に策定しています。
25	今後の人口減少社会において、従来の手法を中心とするだけでなく、「合併浄化槽の在り方」「緩速濾過」「従来のダムのかさ上げ」といった地域や規模に合わせた手法を幅広く検討する考え方を記載すべきとの意見。	・流域マネジメントは、「各構成主体が連携しつつ、流域の適切な保全や管理、施設整備、活動等を、地域の実情に応じ実施するよう努める」と記載しています(計画本文 P20)。
26	科学的根拠に基づいた施策の推進を望むとの意見。	・水循環の健全性の評価方法等に関する調査研究の推進について、第2部「7 科学技術の振興」に記載しており、科学的知見に基づいて施策を推進してまいります。
27	水循環の各施策(維持管理・更新、民間団体等の活動等)の推進にあたっては、流域全体を視野に入れるべきとの意見。	・「流域の総合的かつ一体的な管理は、一つの管理者が存在して、流域全体を管理するというものではなく、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、又は改善するため、第2部の2以降の様々な取組を通じ、流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動することと考え、本計画において、これを「流域マネジメント」と呼ぶ」(計画本文 P20)ものとして、この流域マネジメントを推進することとしています。
28	基本計画に記載の「地域」は、「流域」とするのが適正ではないかとの意見。	・水循環基本法第16条第2項に「流域の管理に関する施策に地域の住民の意見が反映されるように」として、「地域」が位置づけられています。 ・なお、地域は流域も包含したものです。
29	流域全体の現状や課題を関係者が共有したうえで優先順位をつけるといった行動を誘発する記載をすべきとの意見。	・「各主体の連携・協力の下、水循環に関する取組を地域が主体となって推進していくため、既存の取組を踏まえつつ、流域の関係者間で流域の水循環の課題、将来像やこれに向けた基本的方向や方策を共有し、流域に係る水循環について流域として総合的かつ一体的にマネジメントを行う」と記載しています(計画本文 P7)。
30	「流域」の範囲の特定の考え方や、それを関係者で共有していくことを盛り込むべきとの意見。	・本計画では、流域を「河川に雨水が流入する水系単位の流域に加えて、地域の特性と実情に応じ、地下水が涵養・浸透・流下・滞留する地域、水を利用する地域、陸域からの影響が及ぶ沿岸域を含め、人の活動により水循環への影響があると考えられる地域全体」(計画本文 P.20)としており、その範囲については地域の実情に応じて、流域水循環協議会が決定するという考え方です。

水循環基本計画(原案)に関する意見に対する考え方

番号	意見概要	事務局の考え方
31	本計画で用いる「流域」は、一般的なものでないで、別の用語をもって表現することが望ましいとの意見。	・水循環基本法第16条において「流域の総合的かつ一体的な管理」としており、その目的が明確になるように「流域」を用いています。
32	「流域マネジメント」に「水質環境保全のための管理および技術」を入れるべきとの意見。	・「流域の総合的かつ一体的な管理は、一つの管理者が存在して、流域全体を管理するというものではなく、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、又は改善するため、第2部の2以降の様々な取組を通じ、流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動することと考え、本計画において、これを「流域マネジメント」と呼ぶものとして、この流域マネジメントを推進することとしています(計画本文 P20)。
33	流域水循環協議会の構成員及び特定分野として治水を入れるべきとの意見。	・流域水循環協議会の構成員と特定分野については、地域の実情に応じて定められるべきものと考えており、治水に係る取組として、「洪水や雨水を安全に流下させ、人命・財産の保護に努めるとともに、大規模災害が発生しても被害を最小限に食い止めるため、ハード・ソフトを適切に組み合わせた防災・減災対策を、保水、遊水機能の確保にも努めながらより一層推進する」ものとしています(計画本文 P26)。
34	どのような形の協議会、あるいは水循環計画にすべきかについて検討するための枠組みを模索して欲しいとの意見。	・どのような形の協議会、あるいは流域水循環計画にすべきかについては、地域の実情を踏まえて、それぞれの流域水循環協議会で決めていくことと考えています。 ・なお、「国は、流域水循環計画の策定推進のため、流域ごとの目標を設定するための考え方等を示した手引きや、優良事例等を掲載する事例集の作成、情報基盤の整備などの必要な支援を行う」(計画本文 P22)ものとしており、ご意見については、これらの検討に際して、参考にさせていただきます。
35	『両協議会の進展が必ずしも一致しない場合も考えられるため、当面並行して両協議会の設置を推進し、連携をしながら運営し、可能なところから一体的な運営を図っていく。』の記載を、「(2)流域の総合的かつ一体的な管理の考え方」にも記載すべきとの意見。	・流域水循環協議会について「既存の協議会等は、流域水循環協議会の部会又は分科会として段階的に位置付け、将来的には一体的な枠組みとすることが望ましい」と記載しています(計画本文 P21)。
36	流域マネジメントを、主体となって推進していく者は誰かとの意見。	・「地方公共団体、国等は、既存の流域連携に係る取組状況など地域の実情に応じて、流域単位を基本として、地方公共団体、国の地方支分部局、有識者、利害関係者等から構成される流域水循環協議会の設置と流域マネジメントを推進するよう努める」ものとしています(計画本文 P21)。
37	大河川流域と小流域では、流域マネジメントの具体的対象や目的、内容、利害関係者などが異なるのでそうした違いが分かるようにしてほしいとの意見。	・大河川流域か小流域かだけでなく、地域の実情により、具体的対象や目的、内容、利害関係者などが異なると考えます。 ・なお、「国は、流域水循環計画の策定推進のため、流域ごとの目標を設定するための考え方等を示した手引きや、優良事例等を掲載する事例集の作成、情報基盤の整備などの必要な支援を行う」(計画本文 P22)ものとしており、ご意見については、これらの検討に際して、参考にさせていただきます。
38	流域水循環協議会のモデル流域を指定し、そこから課題を整理することを記載すべきとの意見。	・「国は、流域水循環計画の策定推進のため、流域ごとの目標を設定するための考え方等を示した手引きや、優良事例等を掲載する事例集の作成、情報基盤の整備などの必要な支援を行う」(計画本文 P22)ものとしており、ご意見については、これらの検討に際して、参考にさせていただきます。

水循環基本計画(原案)に関する意見に対する考え方

番号	意見概要	事務局の考え方
39	流域水循環計画策定推進のためのマネジメントサイクルとして、「順応的管理」のような結果を次の対策に反映させていく手法を記載すべきとの意見。	・流域水循環計画は地域の実情に応じて、策定されるものと考えています。 ・なお、「国は、流域水循環計画の策定推進のため、流域ごとの目標を設定するための考え方等を示した手引きや、優良事例等を掲載する事例集の作成、情報基盤の整備などの必要な支援を行う」(計画本文 P22)ものとしており、ご意見については、これらの検討に際して、参考にさせていただきます。
40	流域水循環計画策定時における目標設定、合意形成の配慮点などより具体的な内容にブレークダウンしてほしいとの意見。	・「国は、流域水循環計画の策定推進のため、流域ごとの目標を設定するための考え方等を示した手引きや、優良事例等を掲載する事例集の作成、情報基盤の整備などの必要な支援を行う」(計画本文 P22)ものとしており、ご意見については、これらの検討に際して、参考にさせていただきます。
41	流域水循環協議会設置、流域水循環計画策定・運用等について、一律の情報開示、利害調整、紛争解決の手段等を盛り込む必要があるとの意見。	・「国は、流域水循環計画の策定推進のため、流域ごとの目標を設定するための考え方等を示した手引きや、優良事例等を掲載する事例集の作成、情報基盤の整備などの必要な支援を行う」(計画本文 P22)ものとしており、ご意見については、これらの検討に際して、参考にさせていただきます。
42	客観的で公正な評価手法・ツールに基づき、より良い計画策定が行えるように、国や有識者等による支援・協力体制等の整備が適切に実施されることが重要との意見。	・国の支援・協力体制等については「流域水循環計画策定・推進のための措置」に記載しています(計画本文 P22)。 ・また、「地方公共団体、国等は、既存の流域連携に係る取組状況など地域の実情に応じて、流域単位を基本として、地方公共団体、国の地方支分部局、有識者、利害関係者等から構成される流域水循環協議会の設置と流域マネジメントを推進するよう努める」ものとしています(計画本文 P21)。
43	流域に複数ある環境団体が互いに交流して流域として捉えた活動を進めるため、核となる担当者の設置が重要との意見。	・今後の参考にさせていただきます。
44	流域水循環計画策定推進には、今後の水循環の取り組みの効果や影響を享受することになる若者世代・子供世代の意見をなるべく取り込むような仕組み・環境作りが行われることを望むとの意見。	・今後の参考とさせていただきます。
45	地域で行っている製品の製造時に使用した水の同等量を地域および自然に100%還元する流域水資源保護について、流域水循環協議会において議論の対象となるとの意見。	・流域マネジメントの対象は、地域の実情に応じて流域水循環協議会で検討されるものと考えています。
46	流域水循環協議会間の情報共有や連携についてもふれるべきとの意見。	・本計画は流域内の連携強化について記載していますが、ご意見の流域間の連携については今後の参考とさせていただきます。 ・なお、「流域における地域社会の健全性の状況について、流域水循環協議会内で共有することを地方公共団体等に促すとともに、流域間の情報共有を促進する」と記載しています(計画本文 P37)。
47	流域内自治体の協力を担保する仕組みが必要との意見。	・水循環政策を推進する上では、都道府県等の協力が必要と考えており、「地方公共団体は、流域水循環協議会による流域水循環計画の策定と計画に基づく水循環政策を推進するための体制の整備等必要な措置を講ずるよう努める」(計画本文 P22)ものとし、流域水循環計画の策定・推進にあたり、関係する各都道府県、各市町村はそれぞれ必要な措置を講じて、協力・参画に努める旨を記載しています。

水循環基本計画(原案)に関する意見に対する考え方

番号	意見概要	事務局の考え方
48	流域水循環協議会の設置は、「努める」ではなく、義務化の方向を示唆すべきとの意見。	・水循環基本法第16条第1項において、「国及び地方公共団体は、流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、必要な体制の整備を図ること等により、連携及び協力の推進に努めるものとする」とされており、これを踏まえて、本計画においても「努める」と記載しています。
49	地下に滞留したままの水等は法の対象外で、全ての地下水が法の対象とはならないことから、「地下水マネジメント」を実施するための同法の根拠がなく、現時点では本項目の記載は止めるべきとの意見。	・水循環基本法第2条第1項において、「水循環」とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう」とされており、地下水は法の対象となります。
50	地下水の保全と利用については調査のみでなく、既に行われている地域の保全活動を国として後押しをする取組を検討すべきとの意見。	・「国は、①国、地方公共団体等が収集・整理するデータを相互に活用するため、共通ルールの作成などの環境整備、②地下水収支や地下水(水量・水質)挙動の把握並びにそのための調査技術の開発等を推進する」、「国の地方支分部局は必要に応じ、地下水協議会に積極的に参画するとともに、地域の実情に応じて地方公共団体等と連携し、環境整備や取組を推進する」としています(計画本文 P28)。
51	地下水協議会の設置にあたり地下水域の範囲の定義を明らかにしてほしいとの意見。	・地下水は地下構造や利用形態が地域ごとに異なることから、「地下水協議会は、地下水の涵養・浸透、流下、滞留、利用等やこれまでの経緯、地域が抱える課題、行政区域等の状況を踏まえて、地下水マネジメントの対象とすべき地域を定める」としています(計画本文 P29)。
52	地方公共団体が地下水の利用可能な深度を検討し対応ができるよう、地下水・地質の技術職を確保することが重要であるとの意見。	・「都道府県は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、地下水マネジメントを推進するための自らの体制を整備し、取組を段階的に推進するよう努める」としています(計画本文 P28)。 ・また、「地下水協議会は、必要に応じ地下水に関する制度面、技術面等について有識者から助言を得る」としています(計画本文 P29)。
53	地下水マネジメントについて、既存のマネジメントツールを再整備して機能させることで新たな組織や新たな基準を作成する労力(ムダ)が排除できるとの意見。	・「持続可能な地下水の保全と利用に関する取組は、地域における地下水の保全と利用の歴史と経緯、既存の取組や仕組みを尊重しつつ、その進捗度合いに応じて地域ごとに段階的に進める」としています(計画本文 P28)。
54	地下水は地下構造や利用形態が地域ごとに異なっており、地下水マネジメントにあたり、十分な実態把握と有識者意見を取り入れながら進めるべきとの意見。	・「帯水層の構造、地下水の挙動、地表水と地下水の関係、地下水採取の影響等については、未解明の部分も多い。このため、国と都道府県は連携して、研究機関等の成果も活かしながら、地域の実情を踏まえ、これらの観測、調査、データ整備及び分析を推進するよう努める」としています(計画本文 P27)。 ・また、「地下水協議会は、必要に応じ地下水に関する制度面、技術面等について有識者から助言を得る」としています(計画本文 P29)。
55	地下水マネジメントは、地下水脈の構造計算など最新の技術を利用しながら行うことを記載すべきとの意見。	・「国は、地下水収支や地下水(水量・水質)挙動の把握並びにそのための調査技術の開発等を推進する」としています(計画本文 P28)。
56	過去の地下水位等の観測データのデジタル化とその活用が重要であることを記載すべきとの意見。	・「国は、国、地方公共団体等が収集・整理するデータを相互に活用するため、共通ルールの作成などの環境整備を推進する」としています(計画本文 P28)。

水循環基本計画(原案)に関する意見に対する考え方

番号	意見概要	事務局の考え方
57	地盤沈下は沈静化しており、現状以上の地下水を利用し続けることは十分に可能であり、地下水の利用の推進を記載すべきとの意見。	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下、地下水汚染、塩水化などの地下水障害の防止や生態系の保全等を確保しつつ、地域の地下水を守り、水資源等として利用する「持続可能な地下水の保全と利用」を推進する必要があると認識しています(計画本文 P27)。 ・「持続可能な地下水の保全と利用を図るため、地域の実情に応じて地下水マネジメントを計画的に推進する」ものとしています(計画本文 P28)。
58	「持続可能な地下水の保全と利用」を推進するため、地下水マネジメントに取り組む。」とあるが、これからじっくり時間をかけて取り組むのでは遅いとの意見。	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水は地下構造や利用形態が地域ごとに異なることから、地域の実情を踏まえて、その実態把握等に取り組まれているところであり、本計画においても「地下水の実態把握、保全・利用、涵養、普及啓発、その他の持続可能な地下水の保全と利用に関する取組は、地域における地下水の保全と利用の歴史と経緯、既存の取組や仕組みを尊重しつつ、その進捗度合いに応じて地域ごとに段階的に進める」ものとしています(計画本文 P28)。
59	地下水の熱利用を推進するため、地盤沈下に関する予測技術の活用による技術基準の改善や適切な仕組みを構築するよう、早急に検討を行うべきとの意見。	<ul style="list-style-type: none"> ・「地下水そのものや地下水が地表に現れる湧水は、飲用、浴用等の生活用水、工業用水、農業用水等の水資源として、また、積雪地域の消雪や地下水熱等のエネルギー源として多様な用途に利用されており、さらに、生物多様性の保全の場、安らぎの場や環境学習の場の提供、観光資源等としての役割も果たしている」(計画本文 P13) ・一方、「一般的に地下水の移動速度は非常に遅いため、地下水汚染、塩水化などの地下水障害はその回復に極めて長期間を要する。特に地盤沈下は不可逆的な現象であるため、一旦発生すると回復が困難である」(計画本文 P13) との認識の下、 ・「地盤沈下、地下水汚染、塩水化などの地下水障害の防止や生態系の保全等を確保しつつ、地域の地下水を守り、水資源等として利用する「持続可能な地下水の保全と利用」を推進する」ものとしています(計画本文 P13)。
60	表流水・地下水の総合的かつ一体的管理を考慮した「地下水マネジメント」を流域連携の一環として計画的に推進することを記載するべきとの意見。	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水マネジメントについて、「地表水と地下水との関係に留意しつつ、取り組むよう努める」と修正しました(計画本文 P13)。また、帯水層の構造、地下水の挙動、地表水と地下水の関係、地下水採取の影響等については、未解明の部分も多く、このため、「観測、調査、データ整備及び分析を推進するよう努める」ものとしています(計画本文 P27)。
61	治水対策等にあたっては、地下水涵養にも資するような整備手法も実施すべきとの意見。	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水や雨水を河川や下水道で安全に流下させるとともに、貯留・涵養することも重要と考えており、「近年、大雨や短時間強雨の頻発により多発している浸水被害の軽減を図ることを目的に、洪水や雨水を河川や下水道で安全に流下させるとともに、降雨をできるだけ貯留又は地下に浸透させるため、貯留管や貯留浸透施設等の整備を促進する」ものとしています(計画本文 P24)。
62	石積みやコンクリート製の農業用水路などが隙間から漏れた水によって付近の地下水を涵養してきたという効用を認めるべきとの意見。	<ul style="list-style-type: none"> ・石積みやコンクリート製の水路などの隙間からの水の一部が地下水涵養していることは想像されますが、その効用まではその実態が不明です。 ・ご意見として承ります。
63	「森林計画制度に基づき」とあるところを「健全な水循環を回復・創出する森林計画制度に基づき」としてはどうかとの意見。	<ul style="list-style-type: none"> ・水源涵養機能の維持・向上は、森林の有する多面的機能の一部であり、水循環の観点からのみ記載することは適切ではないと考えます。

水循環基本計画(原案)に関する意見に対する考え方

番号	意見概要	事務局の考え方
64	水源涵養機能の高度発揮が求められ、所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等の整備について、公的主体に限定する必要はないとの意見。	<p>・「全国の多様な森林について、森林計画制度に基づき、国・都道府県・市町村・森林所有者等が連携しつつ、各々の役割に応じて体系的かつ計画的な森林の整備及び保全の取組を推進する」(計画本文 P23)と記載しており、ご意見の趣旨は記載しています。</p> <p>・なお、公的主体による森林整備には、自治体以外にも国、独立行政法人が実施するもののほか、自治体と協定を締結した森林整備法人、森林組合及び特定非営利活動法人等が実施するものを含んでいます。</p>
65	計画的に伐採して、植林し、伐採した木材等を製品だけではなくエネルギーとして活用する社会をつくることで森林が二酸化炭素吸収源になることから、そのような森林保全を進めていくと記載すべきとの意見。	<p>・木材を製品・エネルギーとして利用することで地球温暖化防止に資することはご意見のとおりですが、本計画においては、水循環の観点から、森林の整備及び保全が水循環に関して大きな役割を果たすとともに、温室効果ガスの吸収源として地球温暖化対策においても重要な役割を果たしていることを踏まえ、「我が国の水循環の基盤である森林が温室効果ガスの吸収源として地球温暖化対策においても重要な役割を果たしていることに鑑み、その整備及び保全を推進する」と記載しています(計画本文 P38)。</p>
66	水の質・量の安全は農業と関係しており、食と飲み水の安全の観点から、農薬・化学肥料を減らす取組を記載すべきとの意見。	<p>・「農薬・化学肥料の低減」については、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、健全な水循環の維持など農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進するため、地域コミュニティが取り組む農地や水路などの地域資源を保全管理する共同活動への支援を推進する」(計画本文 P42)ものとしており、ご意見の趣旨は記載しています。</p>
67	水質の浄化で生じた汚泥を活用した再生利用エネルギー生産、有機肥料生産への取組を記載すべきとの意見。	<p>・「下水汚泥・下水熱などの再生可能エネルギーの有効活用により、温室効果ガスの発生を抑制する取組を推進する」、「下水汚泥の肥料としての再生利用を推進する」と記載しています(計画本文 P38)。</p>
68	農地における効率的雨水の貯留、涵養機能について記載すべきとの意見。	<p>・「農地における効率的雨水の貯留」については、農地が持つ重要な機能の一つであることは十分認識しており、第2部の「2 貯留・涵養機能の維持及び向上」では、その貯留・涵養機能を継続して発揮させるために、農業水利施設や農地の保全が重要としており、それに関する取組を記載しています。</p>
69	水資源開発の取組について記載すべきとの意見。	<p>・国民生活の向上と社会経済の持続可能な発展のために、全国で安定的に水資源を確保することは国の政策の基本であると考えており、水資源開発の取組については、「増大する水需要に対して水資源開発を実施し、供給量の確保を図ることを目的に展開してきた」、「渇水対応としてより厳しい事象を想定した危機管理の準備をしておくことが必要である」(計画本文 P15)旨を記載しています。また、災害への対応や水インフラを戦略的に維持管理・更新することは重要と考えており、「大規模災害時における水の供給・排水システムの機能の確保等」(計画本文 P26)、「水インフラの戦略的な維持管理・更新等」(計画本文 P29)について記載しています。</p>
70	流域全体を見据えつつ、堆砂などによるダムの機能低下や老朽化に対する対策、長寿命化対策も記載すべきとの意見。	<p>・水の適正かつ有効な利用を促進する観点から、水インフラの戦略的な維持管理・更新等が重要であると考えており、例えば「国、地方公共団体等は、国が定めた「インフラ長寿命化基本計画」に基づき「インフラ長寿命化計画」(行動計画)を策定した上で、対策の優先順位の考え方、水インフラの状況、対策内容と時期、対策費用等についてまとめた「個別施設毎の長寿命化計画」(個別施設計画)を策定し、計画に基づく取組を推進するよう努める」ものとしています(計画本文 P29)。</p> <p>・また、これらの取組は流域マネジメントの一環として取り組むものとしています。</p>
71	水供給施設の供給可能量に関する現在の算出方法に問題があるとの意見。	<p>・水供給施設の供給可能量は適正に算出されているところです。</p>

水循環基本計画(原案)に関する意見に対する考え方

番号	意見概要	事務局の考え方
72	水需要が著しく減少していくことが確実に予測されること等から、今後もダムを造り続けるという方針はあり得ないとの意見	・ダム事業については、関係省庁において、治水・利水の必要性を踏まえつつ、事業評価等を通じて、適切に実施しています。
73	流域治水の視点を記載すべき、流域治水対策の先進事例である鶴見川の流域対策を紹介すべきとの意見。	・「洪水や雨水を安全に流下させ、人命・財産の保護に努めるとともに、大規模災害が発生しても被害を最小限に食い止めるため、ハード・ソフトを適切に組み合わせた防災・減災対策を、保水、遊水機能の確保にも努めながらより一層推進する」と記載しています(計画本文 P26)。 ・なお、鶴見川の事例については、今後の参考とさせていただきます。
74	山地災害による被害を最小限にとどめるため、治山施設等の設置や森林整備、保全を推進することを計画に盛り込むよう検討してほしいとの意見。	・「大雨など多様な現象による土砂災害、山地災害を防止するとともに、これによる被害を最小限にとどめ地域の安全性の向上に資するため、砂防設備、治山施設等の設置と機能が低下した森林の整備等を推進する」としています(計画本文 P26)。
75	土砂災害には砂防設備の整備というのは安易な発想ではないかとの意見。	・「災害対策の施設等の整備がまだ十分ではないことに加え、地球温暖化に伴う気候変動等による外力の増大などの要因により、水害・土砂災害の頻発・激甚化が懸念されることから、防災・減災対策の重要性が増してきている」(計画本文 P14)との認識の下、「大雨など多様な現象による土砂災害、山地災害を防止するとともに、これによる被害を最小限にとどめ地域の安全性の向上に資するため、砂防設備、治山施設等の設置と機能が低下した森林の整備等を推進する」としています(計画本文 P26)。
76	災害に対する脆弱性の顕在化は、水供給施設の機能停止による断水だけではなく、排水処理が滞ったことも挙げられるとの意見。	・「汚水処理施設の機能停止が発生するなど、水インフラの脆弱性が顕在化している」と修正しました(計画本文 P14)。
77	広域での防災訓練・普及ネットワークづくりや緊急事態における対応可能な人材の育成について記載すべきとの意見。	・「水インフラ復旧における相互応援体制整備や人材育成にもつながる訓練の実施」と追記しました(計画本文 P14)。
78	発災後に求められるマネジメント能力を備えたマンパワーの重要性と公的機関による確保について記載すべきとの意見。	・発災後に求められる水インフラの対応に資する人材の育成として、「水インフラ復旧における相互応援体制整備や人材育成にもつながる訓練の実施」と追記しました(計画本文 P14)。 ・また、「水インフラの維持管理、更新等に関する資格制度の充実や外部講師等による教育・研修等の実施を推進し、水インフラを管理する者の技術力等の向上を推進する」と記載しています(計画本文 P53)。
79	BCPの最悪シナリオの中に、水関係の内容を含めるべきとの意見。	・ご意見として承ります。
80	水質事故等に対する監視体制の強化を推進する際に、河川管理や環境行政部局等の関係機関と連携する旨について記載すべきとの意見。	・「水質事故などの不測の事態においては、取水停止、給水停止などの判断を行えるような適切な人材配置、実運用に適したマニュアルの配備、訓練の充実や、水道事業者、河川管理者及び水質関係機関等の連携等による監視体制の強化等を推進する」と修正しました(計画本文 P25)。

水循環基本計画(原案)に関する意見に対する考え方

番号	意見概要	事務局の考え方
81	観測井戸を旨まじりしないように調査改修をしたのち、日ごろは散水等に利用して、非常時災害用井戸として活用すべきとの意見。	・「災害応急用井戸の登録、消火用水の確保ができる施設の整備等や、災害時の地下水の一時利用に関する考え方や対応の検討を平常時から行い、必要な対策を講じるなど、大規模災害時における地下水等の利用を推進するよう努める」ものとしており、ご意見の趣旨は記載していません(計画本文 P26)。
82	水循環保全事業の建設、更新には、民間企業の参画、民間資金の活用を記述すべきとの意見。	・「水道事業、下水道事業、工業用水道事業等の事業基盤の強化のため、今後の人口規模等を見据え、地域の状況に応じた施設整備や事業運営が必要となる。このため、必要に応じ、更新等に合わせて、施設の統廃合やダウンサイジング、広域化等による施設の再構築、経営の統合や管理の共同化・合理化を図るとともに、民間の経営ノウハウ、資金力、技術力の活用を図るための官民連携の支援を行う」と記載していません(計画本文 P30)。
83	水インフラの公益性に鑑みれば、民間の技術力は必要であるものの、経営ノウハウや資金力は明記するほど重要ではない、また、水道事業や下水道事業の単なる統廃合・アウトソーシング推進ではなく、流域連携による広域化・事業基盤の強化について事業者の主体的な取り組みを推し進める計画とすべきとの意見。	・事業者が抱える課題は地域によって様々であるため、「水道事業、下水道事業、工業用水道事業等の事業基盤の強化のため、今後の人口規模等を見据え、地域の状況に応じた施設整備や事業運営が必要となる。このため、必要に応じ、更新等に合わせて、施設の統廃合やダウンサイジング、広域化等による施設の再構築、経営の統合や管理の共同化・合理化を図るとともに、民間の経営ノウハウ、資金力、技術力の活用を図るための官民連携の支援を行う」と修正しました(計画本文 P30)。
84	リスク分散の観点等から小規模分散型の水循環を推進すべきとの意見。	・「大規模災害時に、国民生活や社会経済活動に最低限必要な水供給や排水処理が確保できるよう、水インフラの被災を最小限に抑えるための耐震化等の推進や業務(事業)継続計画(BCP)の策定とその実施、水インフラ復旧における相互応援体制整備や人材育成にもつなげる訓練の実施、地下水等の一時的利用に向けた取組を推進する」ものとして、地域での水の確保の観点が含まれています(計画本文 P14)。
85	事業基盤を脅かしたのは、料金収入の減少だけでなく、設備投資等が圧迫してきたことを分析すべきとの意見。	・事業基盤の強化の必要性は料金収入の減少だけが課題ではないと認識しており、このため本計画では、「料金収入等が必ずしも十分とは言えないものもあり」と記載していません(計画本文 P12)。
86	上下工水道の料金収入等の不十分性の課題に対する方策を示すべき。	・第1部で重要としているのは「事業基盤の強化」であり、第2部では「水道事業、下水道事業、工業用水道事業等の事業基盤の強化のため、今後の人口規模等を見据え、地域の状況に応じた施設整備や事業運営が必要となる。このため、必要に応じ、更新等に合わせて、施設の統廃合やダウンサイジング、広域化等による施設の再構築、経営の統合や管理の共同化・合理化を図るとともに、民間の経営ノウハウ、資金力、技術力の活用を図るための官民連携の支援を行う」と記載していません(計画本文 P30)。
87	人材の入れ替わりが激しく疲労していることを直視し、公的観点で水インフラを扱える環境を作ることを検討すべきとの意見。	・「水循環に関わる人材不足と負担の集中が懸念される」、「水インフラを適切に運営、維持管理していくためには、一定の技術的知見に基づき基準類を体系化するとともに、それらを的確に実行することができる人材を育成することが不可欠である」(計画本文 P10)との認識の下、第2部において、「9 水循環に関わる人材の育成」を記載しています。
88	不測の事態だけでなく、平常時の人材配置についても記載すべきとの意見。	・水循環に関わる人材の育成として、「水循環に関わる人材不足と負担の集中が懸念される」、「水インフラを適切に運営、維持管理していくためには、一定の技術的知見に基づき基準類を体系化するとともに、それらを的確に実行することができる人材を育成することが不可欠である」(計画本文 P10)との認識の下、第2部において、「9 水循環に関わる人材の育成」を記載しています。

水循環基本計画(原案)に関する意見に対する考え方

番号	意見概要	事務局の考え方
89	施設の統廃合、ダウンサイジング、広域化、民間委託には様々な弊害が出ているので、よく調査し、検討すべきとの意見。	・施設の統廃合、ダウンサイジング、広域化、民間委託については、地域の実情に応じて、必要に応じ実施していくことが重要であると認識しています。 ・このため、「水道事業、下水道事業、工業用水道事業等の事業基盤の強化のため、今後の人口規模等を見据え、地域の状況に応じた施設整備や事業運営が必要となる。このため、必要に応じ、更新等に合わせて、施設の統廃合やダウンサイジング、広域化等による施設の再構築、経営の統合や管理の共同化・合理化を図るとともに、民間の経営ノウハウ、資金力、技術力の活用を図るための官民連携の支援を行う」と修正しました(計画本文 P30)。
90	「安全で良質な水の確保」の基本方針において、水道水の確保のみならず、水生生物や生態系の確保、レクリエーション利用、人の健康等の観点や、環境基準の見直しについての検討を盛り込むべきとの意見。	・水生生物や生態系の確保の観点については「水循環と生態系」等に、レクリエーション利用については「水辺空間の保全・回復・創出」に、それぞれ記載しています(計画本文 P17)。 ・また、計画本文 P32の環境基準において人の健康等も考慮されており、必要に応じて見直しを進めるものとしています。
91	高度浄水処理は多額の費用を要し限られた範囲の適用であることから導入を前提とする記載はすべきではないとの意見。	・高度浄水処理の導入等を「水道原水水質など地域の状況に応じて」進めると記載しており(計画本文 P25)、必ずしも安全で良質な水の確保のための取組が高度処理の導入を前提とするものではありません。
92	生物浄化法の導入について記載すべきとの意見。	・膜処理は新しい下水処理方法の例示であり、これまで実施してきた微生物による処理を排除するものではありません。
93	節水について、生活用水利用者への努力義務を課すべきでないとの意見。	・水利用全般における節水について記載しており、生活用水利用者の方に努力義務を課するという趣旨ではありません。
94	「更なる節水を促進」するためには、現状に対してどのようなアクションを付け加えるのかとの意見。	・「更なる節水を促進するため、国内外を含めた節水先進事例の把握、民主導の産学官連携による節水技術等の向上・普及、節水型の機器・施設等の導入推進、渇水時に必要な情報提供や技術的助言、国民の水を賢く使う意識を醸成するための普及啓発等を実施する」ものとしています(計画本文 P31)。
95	これ以上の節水は、下水道施設への負荷などの影響があり、慎重な議論が必要との意見。	・ご意見として承ります。
96	雨水は飲料水、洗濯などの生活用水にも活用することについて記載すべきとの意見。	・日本においては、一般的に、雨水の利用のための施設において処理された雨水の水質は、通常飲用や清浄な水を必要とする用途には適していません。
97	下水処理水は、緊急時のみならず常時供給を行うべきとの意見。	・「雨水(あまみず)・再生水は、平常時の利用のみならず、緊急時のトイレ洗浄用水、散水用水、消防用水に活用できるなどの代替水源、親水用水への活用としての環境資源、下水熱の有効利用等による省エネ・低炭素で持続可能なエネルギーを創出するなどのエネルギー資源としての利用が期待されている」と記載しており(計画本文 P12)、緊急時のみの利用を考えているわけではありません。
98	貯留槽等の一時貯留した水を環境用水として利用できるようなシステムを計画すべきとの意見。	・今後の参考とさせていただきます。

水循環基本計画(原案)に関する意見に対する考え方

番号	意見概要	事務局の考え方
99	下水処理水、雨水をトイレ用水に使用できる建築システムを推進すべきとの意見。	・今後の参考とさせていただきます。
100	水力発電ダムはクリーンエネルギーとは言えないとの意見。	・水力は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成21年7月8日法律第72号)に基づき、太陽光、風力等と同様に再生可能エネルギーとして規定されています。
101	水力発電を重要なクリーンエネルギーと位置づけ、各論で水力発電の維持・発展を記述していることは評価できるが、新規大規模水力は新規ダム建設につながるため本法律の趣旨に照らした慎重な判断が必要との意見。	大規模水力の開発は必ずしも新規ダムの建設を伴うものではなく、既存ダムの発電設備のリプレースなどによる出力増強等の有効利用も促進するものとして記載しています。
102	気候変動の影響により、河川から安定的に取水できなくなるかもしれないと言いつつ、発電の話になると、河川水が安定的に利用できるように言うのは都合よく解釈しているのではないかと意見。	・水力発電で認められている豊水水利権とは、取水の許可条件として、河川の流量が一定流量を超える場合に限り取水できるとされている権利です。水道、工業用水等の安定水利権が基準渇水年において通年取水することが可能であるのに対し、水力発電の豊水水利権では、通年取水が不可能であり、また、渇水年などの流況が悪い年においては、取水可能量が減少するものとなっています。
103	小水力発電については、普及が促進されることによってコストの低減と技術革新も促すものと思われるので、一層の導入を図ることを記載すべきとの意見。	・「河川の流水、農業用水、水道用水、下水を利用した小水力発電の導入を図るため、水利使用手続の円滑化、調査・設計の支援及び設置・運用コストの低減のための研究・開発を推進する」と記載しています(計画本文 P38)。 ・また、「事業者は、今後は特に、小水力発電の導入や省エネルギー等をはじめとした環境負荷低減に取り組むことも重要である」と記載しています(計画本文 P54)。
104	水力発電の積極的な導入を推進するための具体策として、水利使用手続の円滑化、設備の老朽化対策、堆積土砂の浚渫、水質保全、発電量の試算等について調査、設計するために必要な支援、及び設置・運用コストの低減のための研究・開発の推進を記載すべきとの意見。	・大規模水力の開発に加え、現在、発電利用されていない既存ダム等への発電設備の設置等においては、今後、関係者間で連携して有効利用を促進するものとしており(計画本文 P38)、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
105	地球温暖化に伴う海面上昇は、地下水の塩水化だけでなく、高潮や洪水など他のリスクも増大する旨について記載すべきとの意見。	・頂いたご意見を踏まえ、地球温暖化による高潮リスクの増大について明確化するため、「一方、大雨や短時間強雨の発生頻度が増加、大雨による降水量が増大することにより、また、海面水位が上昇することにより、施設の能力を上回る外力による水害が頻発化・激甚化し、水供給・排水システム全体が停止する可能性がある」と修正しました(計画本文 P15)。
106	地球温暖化に伴う短時間強雨の発生による水道原水濁度の上昇や水質変化による浄水処理への影響が懸念されるとの意見。	・短時間強雨の発生による水道原水濁度の上昇や水質変化による浄水処理への影響が懸念されることについて、「大雨や短時間強雨の発生頻度の増加に伴う高濁度原水の発生により、浄水処理への影響が懸念される」と修正しました(計画本文 P15)。
107	水災害リスクの変化について各種ハザードマップを活用して情報提供することなどについて記載すべきとの意見。	・「洪水や雨水を安全に流下させ、人命・財産の保護に努めるとともに、大規模災害が発生しても被害を最小限に食い止めるため、ハード・ソフトを適切に組み合わせた防災・減災対策を、保水、遊水機能の確保にも努めながらより一層推進する」と記載しています(計画本文 P26)。

水循環基本計画(原案)に関する意見に対する考え方

番号	意見概要	事務局の考え方
108	調査データ及び分析結果の質の均一化と公表について記載すべきとの意見。	・「調査のデータをいかに集約し、共有して、使いやすい形で提供するかということも重要な課題」(計画本文 P10)であることから、「国、地方公共団体等は、調査等によって得られたデータや分析結果の公表に努めるものとする。なお、その際には、分かりやすく利用しやすいよう、オープンデータ化を図るなどデータの有効活用を図る」ものとしています(計画本文 P45)。
109	水循環に関連する様々な情報を収集・共有するための環境整備の推進について記載すべきとの意見。	・「国、地方公共団体等は、調査等によって得られたデータや分析結果の公表に努めるものとする。なお、その際には、分かりやすく利用しやすいよう、オープンデータ化を図るなどデータの有効活用を図る」と記載しています(計画本文 P45)。 ・また、「国は、水循環に関連する様々な情報を収集・共有できる環境整備のための取組を推進する」ものとしています(計画本文 P7)。
110	水量・水質調査等具体的な方法論を議論すべきとの意見。	・ご意見として承ります。
111	水量・水質調査については、事業者の負担が増えないように合理的かつ科学的手法を検討して実行すべきとの意見。	・水質等の調査において「調査を適切に実施し、必要に応じて調査・観測体制の充実、データの集計・解析を実施するよう努める」(計画本文 P44)ものとしており、具体的な調査方法については、適切に実施するものとしています。
112	調査で集めた情報を使いこなせる人材の確保を求めるとも必要との意見。	・「科学技術の研究者やその技術・情報を使いこなす実務者の育成が重要である」と修正しました(計画本文 P10)。
113	規模の大小にかかわらず農業用水の利用実態の把握を求めるとも実態にそぐわないとの意見。	・河川から取水される農業用水の利用実態の把握について記載しており、溪流取水等の小規模のものについては想定していません。 ・なお、地下水については、計画本文P44に記載があり、利用実態等について「地域の実情に応じて収集・整理に努める」と記載しています。
114	人や水生生物にリスクを与える物質等について、国内外の最新の科学的知見を把握し、適切に管理するための取組を推進することを記載すべきとの意見。	・「人や水生生物にリスクを与える物質等について国内外の最新の科学的知見を把握し、適切に管理するための取組を推進する」と修正しました(計画本文 P32)。
115	環境基準、排水規制等については、調査検討と、指標の充実にとどまらず、新たな観点からの環境基準の制定について前向きに記述すべきとの意見。	・「人や水生生物にリスクを与える物質等について国内外の最新の科学的知見を把握し、適切に管理するための取組を推進する」と修正しました(計画本文 P32)。 ・また、「工場・事業場からの排水に対する規制について、環境基準の維持・達成のため、必要に応じて、見直しや追加を行う」と記載しています(計画本文 P32)。
116	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の運用情報などを適宜参考にして、必要に応じて、排水に対する規制等について見直しや追加を行うことを記載すべきとの意見。	・「人や水生生物にリスクを与える物質等について国内外の最新の科学的知見を把握し、適切に管理するための取組を推進する」と修正しました(計画本文 P.32)。 ・また、「工場・事業場からの排水に対する規制について、環境基準の維持・達成のため、必要に応じて、見直しや追加を行う」と記載しています(計画本文 P32)。

水循環基本計画(原案)に関する意見に対する考え方

番号	意見概要	事務局の考え方
117	(湖沼・閉鎖性海域等の水環境改善)において陸域からの汚濁負荷量は、工場・事業場ばかりでなく、生活排水、公共施設も該当するとの意見。	・(湖沼・閉鎖性海域等の水環境改善)に関する生活排水対策については、「湖沼や閉鎖性海域等における水質改善に向け、既存の下水道施設の一部改造や運転管理の工夫による段階的高度処理を含む高度処理の導入や高度処理型の浄化槽の普及等を推進する」と記載しています(計画本文 P33)。 ・また、「工場・事業場」の中には、公共施設も含め排水規制対象となる全ての施設が含まれています。
118	新たな微生物指標を導入するにあたっては、工場・事業場からだけではなく、一般の生活排水、農業用、中小事業所まで対象とするべきであるとの意見。	・ご意見として承ります。
119	生活排水対策について国レベルでの計画的な指導、対策の推進が望まれるとの意見。	・国として、「生活排水対策として、持続的な汚水処理システムの構築に向け、下水道、集落排水施設、浄化槽のそれぞれの有する特性、経済性等を総合的に勘案して、効率的な整備・運営管理手法を選定した都道府県構想に基づき、適切な役割分担の下での計画的な実施を促進する」としています(計画本文 P25)。
120	飲用水の取水が行われている上流の農地では、農地からの水が下流に流れないようにするか、農薬を使用しないことを義務付けるべきとの意見。	・農薬の扱い(水質汚濁)については、これまでも環境基本法、水質汚濁防止法、農薬取締法に基づく基準により規制されているところです。
121	合併浄化槽、下水道の整備等を促進し、水源地域の環境を保全することを計画に盛り込むよう検討されたいとの意見。	・「生活排水対策として、持続的な汚水処理システムの構築に向け、下水道、集落排水施設、浄化槽のそれぞれの有する特性、経済性等を総合的に勘案して、効率的な整備・運営管理手法を選定した都道府県構想に基づき、適切な役割分担の下での計画的な実施を促進する」(計画本文 P32)とし、地域の実情に応じて対応することを記載しています。
122	流域単位、下水道区単位の化学物質の排出量、リスクのフローがわかるように整備・公開し、調査研究推進の材料とされたいとの意見。	・ご意見として承ります。
123	一定程度水質改善が進んだ湖沼や閉鎖性海域においては、流域全体を視野に入れて、水生生物等の保全と生産性向上、持続可能な利用の上で望ましい水質と生息環境の実現に向けた、総合的な水環境対策の推進を記載すべきとの意見。	・水の利用における健全な水循環の維持について、「流域の特性に応じた水量、水質、水生生物などの水環境が保全され、それらの持続可能な利用が図られる社会の構築を目指す」ことを基本方針として記載しています(計画本文 P16)。
124	多種多様な化学物質による水環境への影響を低減するため、水棲生物を用いた影響を評価する排水生物管理手法の検討を行い導入することを記載すべきとの意見。	・生物応答を用いた排水管理手法に関しては、まずは手法の検討を行うことを記載したものです。 ・今回頂きましたご意見を受け止めつつ、今後、学識経験者、産業界等の参加による検討会の開催、パブリックコメントの実施等により、関係者等からの幅広いご意見を伺いながら検討を行っていくことが適当と考えます。
125	生物を用いて水環境への影響を把握する排水管理手法については、現段階では、本手法の必要性が判断できず、技術的有効性等の評価手法が確立されていないこと等から時期尚早であり、削除すべきとの意見。	・生物応答を用いた排水管理手法に関しては、まずは手法の検討を行うことを記載したものです。 ・今回頂きましたご意見を受け止めつつ、今後、学識経験者、産業界等の参加による検討会の開催、パブリックコメントの実施等により、関係者等からの幅広いご意見を伺いながら検討を行っていくことが適当と考えます。

水循環基本計画(原案)に関する意見に対する考え方

番号	意見概要	事務局の考え方
126	環境用水利用について、基本的な方針を記載すべきとの意見。	・「水環境悪化の著しい河川・湖沼・水路等において浚渫、環境用水の導入も含めた導水及び直接浄化等を推進する」と記載しています(計画本文 P33)。
127	「生態系サービス」の定義及びその要素間のバランスの問題について適切な表現を入れるべきとの意見。	・「水循環は、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系から得ることのできる恵みである生態系サービスと深く関わりがある。このため、流域における適正な生態系管理は、生物の生息・生育場の保全という観点のみならず、水の貯留、水質浄化、土砂流出防止、海及び河川・湖沼を往来する魚類などの水産物の供給など、流域が有する生態系サービスの向上と健全な水循環の維持又は回復につながることに留意が必要である」と、生態系サービスの概念の説明と、健全な水循環と生態系サービスの関わりについて修正しました(計画本文 P17)。 ・また、「流域全体の生態系と水循環に培われた生態系サービス総体を介してつながる地域間の連携の下に行われる生態系の管理を支援するとともに、生態系サービスの要素間のバランスに配慮し、これらの生態系サービスに支えられた自然共生社会の実現に向けた国民意識の啓発活動に取り組む」と、生態系サービスの要素間のバランスへの配慮について修正しました(計画本文 P36)。
128	「森・里・川・海」と生態系の要素を別々に書くのは適切でないとの意見。	・森・里・川・海の連続した空間と捉えた生態系保全が重要であるため、記載しているものです(計画本文 P17)。
129	生態系の保全等の記述は場所ごとの記述ではなく、流域全体で保全や再生に取り組むといった全体方針を示すべきとの意見。	・第1部において全体方針として「森・里・川・海を連続した空間として捉え、流域全体を視野に入れた生態系の保全と再生の取組を推進する」と記載しています(計画本文 P17)。
130	生態系保全の活動支援として、都市と上流部の交流を図ることに触れられないかとの意見。	・「流域の生態系保全に取り組む民間団体等の活動を支援する河川協力団体制度等を推進する」(計画本文 P36)、また「流域全体の生態系と水循環に培われた生態系サービス総体を介してつながる地域間の連携の下に行われる生態系の管理を支援する」と記載しています(計画本文 P36)。
131	・「生物多様性条約」について記載すべきとの意見。	・健全な水循環について、生物多様性条約の理念の基礎となる、生物多様性保全や生態系サービスの向上という観点から記載しています(計画本文 P17)。
132	渇水による水位低下は生態系に重大な影響を及ぼすことから、生態系の保全に最大限配慮した水位管理の必要性についても記載すべきとの意見。	・「国及び地方公共団体は、各流域において、地域の歴史、経緯及び実情、流域水循環協議会等での議論を踏まえ、時間的、空間的な観点を含めて、それぞれの流域における水量と水質の確保について検討し、各流域の関係者は、必要に応じて取組を推進するよう努める」と記載しています(計画本文 P32)。
133	ダム撤去を計画し、水循環を取り戻す計画策定を行うべきとの意見	ダムについては、治水機能の向上や利水補給等を行うための重要な施設であると考えています。
134	湿地生態系を重視した保全活用をはかり、鳥類のネットワークづくり、鳥類、魚類、昆虫、植物等希少種の保全に努めるべきとの意見。	・「渡り性水鳥の重要な生息地となっている湿地については、湿地間のネットワークの構築及び維持や、鳥獣保護区の指定等による保全を進める」と記載しています(計画本文 P35)。この中で希少種やその生息・生育地の保全にも対応します。
135	魚類の海とのつながり等、生態系を研究し、より漁業が盛んになるよう推進すべきとの意見。	・ご意見として承ります。

水循環基本計画(原案)に関する意見に対する考え方

番号	意見概要	事務局の考え方
136	水辺空間について、事例などから問題点などを参照して適正な施策を行うことを記載すべきとの意見。	・今後の参考とさせていただきます。
137	水辺空間を、景観や観光資源、レクリエーションの場として活用を図るべきとの意見。	・「河川・湖沼、壕、農業用排水路、ため池などの水辺空間は、多様な生物等の生育・生息・繁殖環境であるとともに、人の生活に密接に関わるものであり、地域の歴史・文化・伝統を保持・創出する重要な要素である。また、安らぎ、生業、遊び、賑わいなどの役割を有するとともに、自然への畏敬を感じる場である」(計画本文 P17)との認識の下、第2部において具体的な取組を記載しています。
138	河川等への廃棄物等の流入防止対策等を徹底し、上下流にわたる河川環境の改善を図ることを記載すべきとの意見。	・「流域の総合的かつ一体的な管理は、一つの管理者が存在して、流域全体を管理するというものではなく、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、又は改善するため、第2部の2以降の様々な取組を通じ、流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動することと考え、本計画において、これを「流域マネジメント」と呼ぶ」(計画本文 P20)ものとして、この流域マネジメントを推進することとしており、ご意見の趣旨は記載しています。
139	東京オリンピック・パラリンピック開催までに国が具体的に何をするのかを明記してほしいとの意見。	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた検討を行う中で、施策を実施していくものと考えています。 ・なお、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、都市水路等の水循環健全化に向けた検討を進める」と記載しています(計画本文 P36)。
140	水源地域の振興策を充実させることを計画に盛り込むよう検討されたいとの意見。	・水源地域を含む「流域の多様な地域社会と地域文化について、その活性化の取組を推進し、適切な維持を図ること」(計画本文 P18)等を基本的な方針として記載しているとともに、第2部で「3. (8)水文化」(計画本文 P37)や、「5. 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置」(計画本文 P42)、「2. (1)森林」(計画本文 P23)等において具体的な施策について記載しています。
141	循環型社会であった江戸時代の都市における利水・治水の知恵といった歴史について、健全な水循環に関する教育の推進等の基本方針で触れるべきとの意見。	・「近代よりも前から続けられてきた先人たちの絶え間ない努力や工夫の積み重ね、(中略)我々の水利用が支えられていることの認識を改めて醸成する必要がある」と修正しました(計画本文 P9)。
142	水道・公衆衛生の発達による「伝染病の克服」があることについて、健全な水循環に関する教育の推進等の基本方針で触れるべきとの意見。	・「水道、下水道整備等により、コレラやチフスなどの水系伝染病による被害が軽減された」と追記しました(計画本文 P2)。 また、「地域の水循環が形成されてきた歴史や健全な水循環の維持又は回復の大切さ等を学ぶことが重要である」(計画本文 P9)としており、その歴史には、当該修正箇所も含まれます。
143	世界を見渡すとともに、国際協力の現場における日本への感謝があることについて、健全な水循環に関する教育の推進等の基本方針で触れるべきとの意見。	・「国民一人一人が水循環の重要性を理解し、何をすべきかを考えて行動することができるよう、水循環に関する教育、啓発、広報、情報発信の推進を図る」ものとしており、これには国際連携や国際協力も含まれます(計画本文 P9)。

水循環基本計画(原案)に関する意見に対する考え方

番号	意見概要	事務局の考え方
144	「水づくり現場」の苦労や技術的周知なども含め、1年365日、1日24時間たゆまぬ努力の現場の苦労などにもスポットをあてた教育について、健全な水循環に関する教育の推進等の基本方針で触れるべきとの意見。	・「これらを維持・管理する日々の絶え間ない努力によって我々の水利用が支えられていることの認識を改めて醸成する必要がある」と修正しました(計画本文 P9)。
145	現地見学会等の内容について、治水や利水が例示であることがわかる表記にするとともに、森林整備、生態系再生現場への見学など他の例も追加してはどうかとの意見。	・「治水事業や利水事業等に関する現地見学会、出前講座等の実施により」と修正しました(計画本文 P41)。
146	水循環に関わるステークホルダーが、水循環の教育を受けて、大きな視点から水循環を語れる状態になるべきとの意見。	・「全ての国民が、改めて水の大切さ、健全な水循環の維持又は回復の重要性を理解する」(計画本文 P9)ことが重要であるように、すべての国民の理解が必要ですが、ステークホルダーへの教育については今後の参考とさせていただきます。
147	水循環の啓発は繰り返し行うことが重要であり、8月1日の「水の日」は既存の行事を集約するのではなく、更なる取組みを行ってもらえるよう呼びかけるべきではないのかとの意見。	・関連行事の集約ではなく、関連行事の情報を集約する趣旨で記載したものであることから「国、地方公共団体等が開催する「水の日」関連行事の情報を集約し」と修正しました(計画本文 P41)。
148	人材育成事業・人材認定事業等の制度について、登録のメリットや制度効果の評価をすべきとの意見。	・今後の参考とさせていただきます。
149	水循環の施策全般を統括するコーディネーターや、「水インフラ」に偏らない幅広い領域や従来にない新たな領域を扱う研究者の育成も必要との意見。	・「中長期的な観点から水循環に関わる各分野の専門的及び総合的な人材を養成するため、国の関係機関、大学、産業界等における技術開発、教育・研究の連携に取り組む」ものとしています(計画本文 P53)。
150	日本の水関連技術は世界に貢献できることから積極的に推進すべきとの意見。	・「様々な枠組みを通じて相手国との強固な信頼関係を構築するとともに、水に関する国際連携・国際協力を推進する。また、我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環である「インフラシステム輸出戦略」の着実な実施に向け、構想・計画から維持管理までの一体的・総合的なシステムの海外展開を促進する」ものとしています(計画本文 P19)。
151	日本の水関連技術やインフラを外国に輸出することが良いこととは限らないとの意見。	・「我が国の優れた水関連制度、技術及びそれらのシステム等の海外展開を行うことは、世界の水問題解決だけでなく、我が国の経済の活性化にも資するものであり、更に推進される必要がある」と考えています(計画本文 P19)。
152	開発途上国への支援とビジネス展開を結びつけるべきではないとの意見。	・「我が国は、かつての激甚な水質汚濁や深刻な広域的地盤沈下を克服してきた技術・経験を有しており、その優れた技術で、開発途上国の発展に寄与することが重要である。また、水関連技術の国際市場における競争力の強化等を行い、我が国の企業の海外展開を支援することが重要である」(計画本文 P4)との認識の下、第2部の「8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進」において「国際連携」、「国際協力」、「水ビジネスの海外展開」について記載しています。

水循環基本計画(原案)に関する意見に対する考え方

番号	意見概要	事務局の考え方
153	「インフラシステム輸出戦略」が唐突なので丁寧に書いてもらいたいとの意見。	・我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環である「インフラシステム輸出戦略」の着実な実施に向け」と修正しました(計画本文 P19)。 ・なお、これは「我が国の優れた水関連制度、技術及びそれらのシステム等の海外展開を行うことは、世界の水問題解決だけでなく、我が国の経済の活性化にも資するものであり、更に推進される必要がある。このため、様々な枠組みを通じて相手国との強固な信頼関係を構築するとともに、水に関する国際連携・国際協力を推進する」(計画本文 P19)との方針の下、相手国の経済発展と我が国企業による貢献を両立させる取組の推進を図るものです。
154	水ビジネスは発展途上国において弱者から命の水を奪った例も多く、その反省に立った方向性を明記すべき、記載を再考すべきとの意見。	・水ビジネスについては、「我が国の優れた水関連制度、技術及びそれらのシステム等の海外展開を行うことは、世界の水問題解決だけでなく、我が国の経済の活性化にも資するものであり、更に推進される必要がある。このため、様々な枠組みを通じて相手国との強固な信頼関係を構築するとともに、水に関する国際連携・国際協力を推進する」(計画本文 P19)との方針の下、相手国の経済発展と我が国企業による貢献を両立させる取組の推進を図るものです。
155	日本が培ってきた雨水の貯留、浸透及び利用システムの国際普及や国際基準化を図ることを記載すべきとの意見。	・「水の再利用や汚泥の処理・処分、雨水管理をはじめとする水分野の国際標準化プロセスへの積極的・主導的な参画を通じ、我が国の技術が適正に評価されるような国際標準の策定を推進する」ものとしており、ご意見の趣旨は記載しています(計画本文 P52)。
156	上水道の総合水管理システムの国際標準化プロセスについて記載すべきとの意見。	上水道事業においては、「我が国の水インフラ関連企業等が有する漏水対策技術や水処理技術、非開削管路敷設・改築技術などの優れた先端技術及びそれらのシステム等の海外展開を、金融支援・技術協力を含めて官民一体となって推進する」と記載しています(計画本文 P51)。
157	国際協力において、井戸支援を行っている国際的なNGOとの協力関係も大切であるとの意見。	・「我が国の水循環に関わる分野の国際活動を更に強化し、国際機関及びNGO等と連携しつつ、開発途上国の自助努力を一層効果的に支援するなど、世界的な取組に貢献していくことが重要である」としています(計画本文 P18)。
158	「ヴァーチャルウォーター」についてなど、日本も含めた先進各国が食糧、工業原料・製品などを通じて大量に間接的な水の消費をつづけていることについて記載すべきとの意見。	・我が国は、食料・物資を多くの国々から輸入し消費している。このことは、生産に要する水を間接的に輸入することで我が国が生産国の水循環に影響を与えているとも考えられ、世界的な取組への貢献にはこのような背景にも留意することが重要である」と記載しています(計画本文 P18)。
159	「安全でおいしい水への要請が高まり」について、適正な調査結果に基づくべきとの意見。	・内閣府の「水に関する世論調査」、「水循環に関する世論調査」の調査結果に基づき記載しています。
160	本文中の用語の意味がわかりにくいとの意見。	・基本計画として冗長にならない範囲で、極力、用語の冒頭に説明の補足をするなど対応しました。
161	国民に対してわかりやすい表現にするため、英語や和製英語の使用に注意すべきとの意見。	・「トップドナー」を「最大の援助国」と修正しました。

水循環基本計画(原案)に関する意見に対する考え方

番号	意見概要	事務局の考え方
162	構成の変更についての意見。	<ul style="list-style-type: none"> ・第2部の講ずべき施策の順序を、水循環基本法の基本的施策の第14条から第21条の順序に合わせるなど、法の条文順などを尊重しています。 ・一方で、水循環基本法第16条(流域連携の推進等)に係る施策である、「流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み」については、流域水循環協議会の設置など施策の全般に関わる内容であることから第2部の冒頭に置くとともに、第2部の「9 水循環にかかわる人材育成」については、水循環基本法にある基本的施策に掲げられていませんが、重要な施策であることから項目を立てるなどして、構成を決めています。
163	原子力発電所事故の反省を総論で述べ、早期に廃炉する考えを盛り込むべきとの意見。	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー政策のあり方について、水循環基本計画で記載することは適切でないと考えます。
164	温室効果ガスの吸収源として海洋について言及すべきとの意見。	<ul style="list-style-type: none"> ・水循環基本法における「水循環」とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することとされており、海洋における温室効果ガスの吸収源については本計画では対象としていません。
165	海岸の侵食対策はどのように進めるのかとの意見。	<ul style="list-style-type: none"> ・水循環基本法における「水循環」とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することとされており、海域で直接行われる事業は本計画では対象としていません。
166	第3部の「2関係者の責務及び相互の連携・協力」のうち、水源の確保や小水力発電の導入などは、必ずしも事業者すべてに当てはまることではなく、役割分担を明確にした記載とすることを希望するとの意見。	<ul style="list-style-type: none"> ・計画本文P54は、事業者が行う重要な取組の例示をしたものであり、すべての事業者に強いているものではありません。
167	その他表現の修正、追加表現などに関する意見。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画として冗長にならないこと、法令等の用語との整合をとること、事実関係が明確であること等を考慮し、わかりやすい表現となるよう必要に応じて修正します。